

復興増税（県民税分）の目的に沿った適切な予算編成と執行を求める意見書

国において、復興増税と連動する復興予算が、東日本大震災の復興とは直接関係ないと思われる事業へ不適切に使われたことが社会問題となった。

県においても、「復興増税」と称して平成26年度から平成35年度までの10年間、県民税の均等割が、一人当たり年500円増税されることが決まっている。

この増税の根拠となる法律の名称には、「東日本大震災からの復興に関し」とあるが、実際には東日本大震災の復興に直接充てられるものではない。

この増税は、「地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保」が目的とされているが、目的税ではなく、県の一般財源の中に入ってしまうため、本当に防災のために使われるのかが不透明な状況である。

こうした状況を考えると、国で起きた問題と同様に、県においても今回の増税の目的に沿わない不適切な予算編成や執行が起これないとも限らない。

そこで以下の事を強く求める。

- ① 今回の県民税均等割増税に伴う増収増加分は、すべて「防災のための施策」という目的に沿った予算編成・執行を行うこと。
- ② 今回の増税の目的に沿って実施する防災事業については、予算・決算において使途を明らかにし、多様な広報媒体を通じて納税者への説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月25日

愛知県知事

大村秀章様

愛知県犬山市議会

議長 山田拓郎

